

## 第2節 情報発信や公文書管理・情報公開など

## 1 様々な広報活動

防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものであり、分かりやすい広報活動を積極的に行い、国民の信頼と協力を得ていくことが重要である。

内閣府の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(18(平成30)年1月調査)によれば、国内外に広がる自衛隊の活動に対し、国民からの期待と評価が高まっている。この結果を踏まえ、防衛省・自衛隊の実態がより理解されるように、今後も様々な広報活動に努めていく。

また、自衛隊が任務を安定的に遂行するためには、諸外国の理解と支持も不可欠であることから、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自衛隊の取組について、諸外国に対する情報発信を強化することも重要である。

**Q参照** 資料64(「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋)

## 1 国内外に対する情報発信など

防衛省・自衛隊は、公式ホームページ、動画配信やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)<sup>1</sup>など、インターネットを活用した広報や、テレビ、街頭大型ビジョン、電車内におけるコマーシャル・フィルムの放映など、積極的な情報発信に取り組んでいる。

また、パンフレット、広報ビデオ及び「まんがで読む防衛白書」などの作成、広報誌「MAMOR(マモル)」への編集協力、報道機関への取材協力など、正確な情報を、幅広く、適時に提供するよう努めている。

さらに、防衛省・自衛隊の取組について、国際社会の関心の高まりも踏まえ、英文広報パンフレット「Japan Defense Focus(JDF)」を毎月発行するとともに、英語版Twitterの運用開始や英語版防衛省ホームページの一層の充実により、諸

外国の人々にも理解を得るための努力を行っている。このほか、海外メディアの取材機会の提供、英語版の防衛白書やパンフレット・広報ビデオの作成など、国際社会に向けて情報を発信するための取組も積極的に行っている。

## 2 イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊では、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。この活動には、陸自の富士総合火力演習や海自の体験航海、ブルーインパルスなど空自による展示飛行や体験搭乗などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地などでは、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学などを行うとともに、地元の協力を得て、市中でのパレードを行っている例もある。さらに、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛隊音楽まつりを日本武道館で毎年開催しており、18(平成30)年は、延べ約4万1,000人が来場した。

また、陸・海・空自が順番に主担当となって観閲式、観艦式、航空観閲式を行っており、18(平成30)年は陸自が朝霞訓練場において観閲式を行った。陸海空自衛隊員約4,000名、車両約260



日本武道館において行われた平成30年度自衛隊音楽まつりの様子

<sup>1</sup> Facebookなどに加え、17(平成29)年1月には陸自が、同年10月には海自がInstagramを開設している。

両、航空機約40機が参加し、自衛隊の精強さや米軍との連携<sup>2</sup>を国民に示した。観閲式には、総合予行を含め約3万人が来場した。19(令和元)年は、海自による観艦式を計画している。

広報施設の公開にも積極的に取り組んでおり、市ヶ谷地区内の施設見学(市ヶ谷台ツアー)には、19(平成31)年3月末現在までに約44万人の見学者が訪れている。また、各自衛隊は、駐屯地・基地の広報館や史料館の公開に加え、大規模広報施設を設けている。さらに、映画やテレビの撮影協力を実施している<sup>3</sup>。



[東宝提供]



[テレビ東京提供]  
自衛隊が撮影協力を行った作品など

### 3 隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、大学生・大学院生又は女性を対象とした自衛隊生活体験ツアー<sup>4</sup>や、団体・企業などを対象とした隊内生活体験<sup>5</sup>を行っている。これらは、自衛隊の生活や訓練を体験するとともに、隊員とじかに接することにより、自衛隊に対する理解を促進するものである。平成30(2018)年度は自衛隊生活体験ツアーに約100人が参加した。また、隊内生活体験には、企業などから約1,000件の依頼があり、約1万5,000人が参加した。



女性のための自衛隊一日見学ツアー(空自那覇基地)



大学生等スプリングツアー(海自武山地区、横須賀地区)

## 第4章

### 地域社会・国民とのかかわり

2 米海兵隊のAAV7及びMV-22が参加した。

3 映画では「アルキメデスの大戦」、テレビでは「この世界の片隅に」、「二つの祖国」など

4 「大学生等を対象としたサマーツアー・スプリングツアー」、「パセリちゃんツアー」、「女性のための自衛隊1日見学」の公募を防衛省・自衛隊ホームページなどでやっている。

5 陸・海・空自の生活を体験するツアーであり、自衛隊地方協力本部が窓口となって、民間企業などからの依頼を受けて実施している。

## VOICE 東京オリンピックを目指す自衛官アスリート

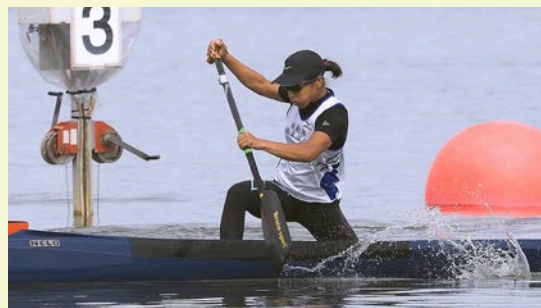
### 自衛隊体育学校（埼玉県朝霞市）3等陸尉 つぼた めぐみ 坪田 恵

2019年度はオリンピック出場権を獲得する勝負の年です。カヌースラローム競技がリオオリンピックで初メダルを獲得しましたが、カヌースプリント競技は未だにメダルを獲得できていません。

東京オリンピックに向け、メダル獲得を目指し日々トレーニングに臨んでいます。

自衛隊体育学校の競技に専念できる環境に感謝を忘れず自衛官アスリートとして、夢・希望・活力を与えられる選手になれるよう、自分自身と戦い夢を叶えるために日々挑んでいきます。

皆様のご声援を宜しくお願い致します。



### 自衛隊体育学校（埼玉県朝霞市）3等陸尉 かつき はやと 勝木 隼人

昨年度は、世界競歩チーム選手権男子50Km競歩において個人銀メダル、団体金メダルを、そしてアジア競技大会男子50Km競歩において金メダルを獲得することができました。

2020年東京五輪での金メダル獲得に向けて、おごることなく感謝の気持ちをもって日々鍛錬していきます。

今後とも、皆様のご支援・ご声援を宜しく申し上げます。



### 自衛隊体育学校（埼玉県朝霞市）2等陸曹 のだ ともひろ 野田 明宏

昨年度は、日本選手権男子50Km競歩において初優勝、10月の全日本50km競歩高畠大会において日本新記録を樹立することができました。

この結果に満足することなく、2020年東京オリンピックでの金メダル獲得を目指し、競技を通じて夢や希望を与えられる選手になれるようこれからも精一杯精進していきます。皆様の変わらぬご声援をよろしく申し上げます。



## 2 公文書管理・情報公開に関する取組

### 1 公文書の適切な管理の必要性

公文書管理法は、その適正かつ円滑な運用により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること

を目的としている。防衛省・自衛隊においても、公文書は国家公務員の所有物ではなく、健全な民主主義を支える国民共有の知的資源であり、行政文書の作成・保存は決して付随的業務ではなく、国家公務員の本質的な業務そのものである。

## 2 情報公開制度の適切な運用の必要性

民主主義の根幹は、国民が正確な情報に接し、これに基づき国民が適切な判断を行い、主権を行使することにある。国民が正確な情報に接するうえで、政府が保有する行政文書は最も重要な資料であり、これを適切に管理し、国民からの情報公開請求に適切に応じることは、政府の重要な責務である。このことは、防衛省・自衛隊においても例外ではなく、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」によって防衛省・自衛隊に課せられた重要な責務である。

**Q 参照** 資料65(防衛省における情報公開の実績(平成30年度))

## 3 南スーダン及びイラク日報問題に係る再発防止に向けた取組

防衛省・自衛隊は、南スーダン日報問題及びイラク日報問題により、防衛省・自衛隊に対する国民の不信を招いたことを重く受け止めている。

南スーダン日報問題については、開示請求への不適切な対応を契機とし、現状を十分に確認せず、それらと整合を図るため、防衛省として不適切な対応や説明がなされていったことが原因であるとともに本件を拡大させる要因となった。またイラク日報問題については、命令や指示の伝達、その実施に伴う関係部局間の連絡調整、上司・上級部隊への報告といった基本動作が不十分であったり、又は欠落していたりしたことなどを背景に起こったものである。

こうした職員の意識や組織の文化を改革し、国民の信頼を回復するため、政府全体として公文書管理の適正化に向けて必要となる施策を取りまとめた「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)<sup>6</sup>も踏まえ、防衛省・自衛隊として再発防止策に全力で取り組んでいる。

**Q 参照** 図表IV-4-2-1(南スーダン「日報」問題に係る主な再発防止策について)

図表IV-4-2-2(イラクの「日報」等の問題に係る主な再発防止策について)

## 3 政策評価などに関する取組

### 1 政策評価への取組

防衛省は、政策評価制度に基づき各種施策について評価を行っており、平成30(2018)年度に

は、防衛大綱及び中期防衛力整備計画の主要な政策のほか、研究開発や租税特別措置に関する事業の政策評価を行った。

## 解説 公文書監理官(「各府省CRO」)等の設置

2018(平成30)年7月20日の行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議において、一連の公文書をめぐるとの問題により行政への信頼が損なわれており、その再発防止が喫緊の課題であるとの認識が示され、「各府省CRO: Chief Record Officer」を設置し、各府省内のガバナンスを強化することとされました。これを踏まえ、防衛省は、2019(平成31)年4月、公文書監理官を設置しました。

公文書監理官は、防衛省の行政文書の管理及び情報公開の実質的責任者として、文書管理に係る点検・監査とその結果を踏まえた必要な改善措置や、文書管理に係るコンプライアンス意識を醸成するための措置、文書管理と密接に関連する情報公開及び個人情報の保護に関する事務について、必要な指示、調整などを行います。あわせて、このような職責を担う公文書監理官を補佐するため、公文書監理室を新たに設置しました。

新たな体制の下、防衛省は、文書管理規則などのルールの遵守を職員に徹底するとともに、文書管理について実効性のあるチェックを行うなど、公文書管理の適正の確保に関する取組を強化することとしています。

<sup>6</sup> 内閣府HP参照 (<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/honbun.pdf>)

図表Ⅳ-4-2-1 南スーダン「日報」問題に係る主な再発防止策について

<p>1. 日報の取扱い</p> <p>(1) PKO等の日報の全てを10年保存(保存期間満了後、国立公文書館に移管)</p> <p>(2) 統幕参事官が一元的に管理、情報公開請求へも一元的に対応</p> <p>(3) 統幕参事官付の体制強化</p>
<p>2. 情報公開業務</p> <p>(1) チェック機能の強化(※) ※ 文書不存在による不開示決定を全件調査する「情報公開査察官」を新設等</p> <p>(2) 行政文書の不存在の場合の入念な確認の徹底</p> <p>(3) 職員の意識向上を図るため、教育・研修を徹底</p>
<p>3. 文書管理業務</p> <p>(1) 海外における自衛隊の行動に係る報告等(日報以外)は基本的に3年保存</p> <p>(2) 防衛省全体の文書管理の適正性の確保等</p> <p>(3) 情報公開部局と文書管理部局の連携強化(特に文書不存在による不開示時)</p>

図表Ⅳ-4-2-2 イラクの「日報」等の問題に係る主な再発防止策について

<p>1. 大臣の指示・命令を履行する体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防衛大臣等からの重要な指示・職務命令等は文書に具体的に明記</li> <li>上記の指示等は、課長等に伝達し、回答も課長等の決裁を得ることを義務付け</li> <li>上記の指示等がなされた場合、担当部局等が大臣官房に連絡し、実施状況や調整状況を大臣官房に報告することを義務付け</li> </ul>
<p>2. 行政文書の電子ファイル化による的確な行政文書管理・情報公開への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子決裁システムへの移行を加速</li> <li>担当部署の責任者等に対応状況を報告することを徹底</li> </ul>
<p>3. 行政文書管理・情報公開に関するチェック体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政文書管理・情報公開について監察を担当する組織を新設</li> <li>部外有識者から指導・助言を受ける枠組みを構築</li> </ul>
<p>4. 行政文書管理・情報公開等に関する個々の隊員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隊員の業務遂行に必要な判断力を向上するための研修を充実</li> <li>行政文書管理・情報公開等を人事評価の項目とすることを検討</li> </ul>
<p>5. 情報公開等に迅速かつ確実に対応できる組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子ファイル化された行政文書を一元的に保有・把握するための体制を検討</li> <li>特に統幕においては、専属体制を強化。その一環として、「日報」について、行政文書管理・情報公開等に熟達した隊員OBの非常勤職員としての活用等</li> </ul>

## 2 証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進

証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進すべく、平成30(2018)年度にはその要となる「政策立案総括審議官」を新設するなど、防衛省内におけるEBPMの推進体制を構築している。

## 3 個人情報保護に関する取組

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人の権利を保護するため、保

有する個人情報の安全確保などの措置を講ずるとともに、保有個人情報の開示などを行っている。

## 4 公益通報者保護制度の適切な運用

防衛省では、内部の職員などからの公益通報に対応する制度と外部の労働者などからの公益通報に対応する制度を整備し、それぞれの窓口を設置して公益通報への対応及び公益通報者の保護などを行っている。